



鳥取県公報

平成14年7月1日(月)
号外第102号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(73)
(産業開発課)..... 2
職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則(74)(“)..... 2
鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(75)(“)..... 4
鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(76)(経営支援課)..... 6

訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(10)(職員課)..... 6

==== 公布された規則のあらまし ====

職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の職務発明等に関する規則が適用される者を知事の事務部局のすべての職員(現行 試験研究機関において試験研究に従事する職員)とすることとした。(第1条関係)
- 2 県が職務発明に係る特許権の運用又は処分により収入を得たときに当該職務発明をした職員に対して支払う補償金の額を、次のように改めるとともに、補償金の額の上限(現行 年額100万円)を廃止することとした。(第10条関係)

改正後	現 行	
	県の収入額	金 額 (それぞれの合計額)
県の収入額に2分の1を乗じて計算した額	30万円以下の金額	県の収入額に100分の30を乗じて計算した額
	30万円を超え50万円以下の金額	県の収入額に100分の20を乗じて計算した額
	50万円を超え100万円以下の金額	県の収入額に100分の10を乗じて計算した額
	100万円を超える金額	県の収入額に100分の5を乗じて計算した額

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 使用料の減免ができる場合に、離職している技術者が、創業するために技術開発に取り組む目的で鳥取県産業技術センターの起業化支援室を使用する場合を加えることとした。(第18条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成14年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第73号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第39号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、この規則の公布の日とする。

職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第74号

職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務発明等に関する規則（昭和52年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等及び別表を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的） 第1条 この規則は、<u>知事の事務部局の職員</u>（以下「職員」という。）がした職務発明等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 略 2 この規則において「職務発明」とは、勤務発明であつて、その内容が当該勤務発明をした職員が所属し、又は所属していた部局の所掌する業務の範囲に属し、かつ、その勤務発明をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。</p>	<p>（目的） 第1条 この規則は、<u>試験研究機関において試験研究に従事する職員</u>（以下「職員」という。）がした職務発明等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 略 2 この規則において「職務発明」とは、勤務発明であつて、その内容が当該勤務発明をした職員が所属し、又は所属していた試験研究機関の所掌する業務の範囲に属し、かつ、その勤務発明をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。</p> <p>3 この規則において「試験研究機関」とは、別表に掲</p>

(勤務発明の届出)

第4条 職員は、勤務発明をしたときは、直ちに、勤務発明届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、所属長を経由して、知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

第10条 知事は、県が職務発明に係る特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該職務発明をした職員に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額に2分の1を乗じて計算した金額の補償金を翌年5月31日までに支払わなければならない。

様式第1号(第4条関係)

勤 務 発 明 届

鳥取県知事 様

次のとおり勤務発明をしたので、職員の勤務発明等に関する規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者 所 属 名
職 氏 名 ㊟

略

げる県の機関をいう。

(勤務発明の届出)

第4条 職員は、勤務発明をしたときは、直ちに、勤務発明届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、その所属する試験研究機関の長(以下「所属長」という。)を経由して、知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

第10条 知事は、県が職務発明に係る特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該職務発明をした職員に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額の補償金を翌年5月31日までに支払わなければならない。

(1) 30万円以下の金額 100分の30

(2) 30万円を超え50万円以下の金額 100分の20

(3) 50万円を超え100万円以下の金額 100分の10

(4) 100万円を超える金額 100分の5

2 前項の規定による補償金の支払額は、当該職務発明をした職員1人につき年額100万円を限度とする。

別表(第2条関係)

(1) 衛生研究所

(2) 産業技術センター

(3) 農業試験場

(4) 園芸試験場

(5) 畜産試験場

(6) 中小家畜試験場

(7) 林業試験場

(8) 水産試験場

様式第1号(第4条関係)

勤 務 発 明 届

鳥取県知事 様

次のとおり勤務発明をしたので、職員の勤務発明等に関する規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者 所属試験研究機関名
職 氏 名 ㊟

略

注 略

様式第2号(第6条関係)

勤 務 発 明 特 許 出 願 届

鳥取県知事 様

次の勤務発明について特許出願をしたので、職員の
勤務発明等に関する規則第6条第2項の規定により、
関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者 所属名
職 氏 名 ㊟

略

注 略

注 略

様式第2号(第6条関係)

勤 務 発 明 特 許 出 願 届

鳥取県知事 様

次の勤務発明について特許出願をしたので、職員の
勤務発明等に関する規則第6条第2項の規定により、
関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者 所属試験研究機関名
職 氏 名 ㊟

略

注 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の職務発明等に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、職員(改正前の職員の職務発明等に関する規則第1条に規定する職員を除く。)がした新規則第2条第1項に規定する勤務発明又は新規則第16条に規定する考案若しくは意匠であって、この規則の施行の際現に、特許権、実用新案権若しくは意匠権の設定の登録がされているもの又は特許出願、実用新案登録出願若しくは意匠登録出願がされているものについては、適用しない。

3 新規則第10条の規定は、平成14年1月1日以後の県の収入に係る補償金について適用し、同日前の県の収入に係る補償金については、なお従前の例による。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第75号

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則(平成12年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用時間等)</p> <p>第2条 条例第2条第5号に規定する開放施設等(以下「開放施設等」という。)の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) <u>起業化支援室</u> 終日</p> <p>(2) <u>起業化支援室以外の施設及び設備</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 略</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申込書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に定める必要があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>起業化支援室</u> 利用を開始しようとする日の1年前から1月前まで</p> <p>(2) <u>起業化支援室以外の施設及び設備</u> 利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日)の6月前から2日前まで</p> <p>(使用料又は手数料の減免)</p> <p>第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) <u>離職している技術者が、創業するために技術開発に取り組む目的で起業化支援室(第1起業化支援室、第2起業化支援室、第3起業化支援室及び第4起業化支援室を除く。)を使用するとき。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用時間等)</p> <p>第2条 条例第2条第5号に規定する開放施設等(以下「開放施設等」という。)の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) <u>インキュベーション室</u> 終日</p> <p>(2) <u>インキュベーション室以外の施設及び設備</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 略</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申込書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に定める必要があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>インキュベーション室</u> 利用を開始しようとする日の1年前から1月前まで</p> <p>(2) <u>インキュベーション室以外の施設及び設備</u> 利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日)の6月前から2日前まで</p> <p>(使用料又は手数料の減免)</p> <p>第18条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免ができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第76号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和60年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～3 略 4 <u>当分の間、県は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による農業改良資金の貸付けは行わない。</u>	附 則 1～3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県訓令第10号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を削り、次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後					改 正 前				
別表(第2条関係)					別表				
被服の交付を受ける職員	品 目	員数	使 用 期 間 (月)	備 考	被服の交付を受ける職員	品 目	員数	使 用 期 間 (月)	備 考
1~17 略					1~17 略				
18 寮母の職務に従事する職員	作業服(ズボン)	2	48		18 寮母の職務に従事する職員	作業服(ズボン)	2	48	
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48	
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48	
	白衣(上衣)	2	24			白衣(上衣)	2	24	
	ゴム製手袋	1	12			ゴム製手袋	1	12	
	ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
	三角布	1	12			三角布	1	12	
19 検査助手の職務に従事する職員	略				19 検査助手の職務に従事する職員のうち福祉保健部及び生活環境部の機関に勤務する職員	白衣 ビニール製前掛け 布製短靴	2 1 1	24 12 12	生活環境部の機関に勤務する職員に限る。
20 略					20 検査助手の職務に従事する職員のうち商工労働部及び農林水産部の機関に勤務する職員	略			
21 略					21 略				

附 則

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

